

# G X（グリーントランスフォーメーション）モデル企業創出事業に関する公募要領

## 1 目的・背景

現在、世界規模で自然災害が激甚化・頻発化しており、気候変動問題への対応は今や人類共通の課題となっています。

カーボンニュートラル目標を表明する国・地域は、GDPベースで9割以上となるなど、世界的に脱炭素の機運が高まっており、我が国においては「2030年度の温室効果ガス（以下、「GHG」という。）46%削減」及び「2050年までのカーボンニュートラルの実現」という国際公約を掲げており、大企業を中心に脱炭素経営への取組が急速に広がっています。

また、2023年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」では、化石エネルギーからクリーンエネルギー中心の産業構造・社会構造へ産業革命以来の大転換を図るとともに、今後、官民協調で150兆円を超えるGX投資の方針等が示されています。このことから、GXの取組を加速させることは、経済を再び成長軌道へと戻す起爆剤としての可能性も秘めています。

現在、大企業を中心に取り組まれている脱炭素経営への転換は、近い将来、県内中小企業においても求められることや、世界的な「GXの時流」に乗り遅れることで大企業のサプライチェーンから外されたり、経済の成長軌道に乗り遅れたりする企業が出てくることも想定されます。このため、県内中小企業においても、早急に脱炭素経営への取組を行う必要があると考えられますが、経営資源の限られる中では、自社単独ではそのような取組の実行が難しいケースも見込まれます。

そこで、本県では、県内において、脱炭素や温暖化対策の実行により事業の成長・発展を実現するGXのロールモデルとなる企業（以下、「モデル企業」という。）を創出するとともに、その過程で得られた知見や取組事例等は、ハンドブックなどにとりまとめて、県内中小企業へ横展開することで、県内企業のGXを推進していきます。本事業はその第一段階として、脱炭素経営に意欲的な県内中小企業の中からモデル企業になりうる企業を選定し（以下、「選定企業」という。）、選定企業に対して、2で述べる各種支援を行います。

## 2 モデル企業創出の支援内容

選定企業に対し、脱炭素経営への転換を達成するために必要な支援として、以下の（1）及び（2）を実施します。なお、これらの支援は、県から「GX（グリーントランスフォーメーション）モデル企業創出業務」を受託した株式会社日本総合研究所が代表企業を務めるコンソーシアム（以下、「脱炭素経営支援主体」という。）が実施します。脱炭素経営支援主体は、これらの支援の実施にあたり、月1回以上は選定企業との間で対面にて打ち合わせを行います（当該打ち合わせの他、必要な範囲でオンラインでの打ち合わせも行います）。

### （1）選定企業のGHG排出量算定、分析、検証及びGHG排出量削減計画の立案

選定企業のGHG排出量の算定を通じて現状を分析・検証し、脱炭素経営へと転換を

図るための計画の立案を支援します。

#### ①GHG排出量の算定

- ・ 脱炭素経営支援主体は、選定企業の現状を把握するため、対象となる範囲やデータの項目を抽出し、SCOPE 1～3のGHG排出量の算定を行います。
- ・ GHG排出量の算定にあたっては、SMBCグループが提供しているGHG排出量算定ツールのS u s t a n a<sup>\*</sup>（サスタナ）を使用します。なお、以下の3に記載する支援期間（以下、「支援期間」という。）中の当該算定ツールの利用料は、県及び脱炭素経営支援主体が負担します。また、当該支援期間後に選定企業が利用する算定ツールについては、S u s t a n a以外の算定ツールも含めて、選定企業が自己の費用負担で自由に調達できることとします。

※GHGプロトコルに準拠し、SCOPE 1～3の算定が可能なツールです。

（参考）S u s t a n aの通常の利用料

- ・ スタンダードプラン（300拠点、300組織、100ユーザーID、50グループ企業、50サプライチェーン企業）：月額5万円（税抜き）
- ・ ライトプラン（10拠点、10組織、5ユーザーID）：月額2万円（税抜き）

#### ②GHG排出量削減計画の立案

- ・ 脱炭素経営支援主体は、脱炭素社会における将来像（エコ・ブランド・エクイティ）及びその将来像における持続可能な事業のあり方について選定企業が検討する際、検討に必要な情報の提示や論点の整理を行うとともに議論のファシリテーションを行います。
- ・ 脱炭素経営支援主体は、GHG排出量算定で洗い出しを行った情報並びに、選定企業の事業ポートフォリオ及びビジネスモデルを踏まえ、短期及び中長期的な視点の双方から、選定企業におけるGHG排出量の全社的な削減方針の策定及び各部門や各現場での削減対策のロードマップをGHG排出量削減計画として立案します。

#### （2）GHG排出量削減計画の実行及びその成果の情報発信に関する支援

（1）で立案したGHG排出量削減計画の実行及び3. で記載する支援期間後も継続的に脱炭素経営を行うための仕組みづくりを支援します。また、選定企業がその実行によって獲得した成果等をステークホルダーに情報発信する際には、企業価値の向上に資するよう、発信する内容の作り込みを支援します。

#### ①GHG排出量削減計画の実行に係る補助金等の活用支援

- ・ GHG排出量削減計画を選定企業が実行するにあたって、選定企業が利用可能な国の補助金等に関する情報を提供し、実際に活用することが想定される補助金等については、申請書の作成を支援します。

## ②GHG排出量削減計画の実行結果に関する情報発信支援

- ・ GHG排出量削減計画の実行結果についてステークホルダーに情報発信を行う際には、骨太で分かりやすいストーリー（選定企業のパーパス、脱炭素社会における企業の将来像、実現のための戦略や削減計画及び財務への影響までのつながり）の作り込みを支援します。

### 3 支援期間

2のモデル企業創出の支援は、選定企業に対して次の期間で行います。また、令和6年2月又は3月には、その支援の結果に関する報告会を実施します。

- ・ 令和5年7月下旬頃～令和6年1月末

### 4 参加要件

#### (1) 参加要件

本公募に参加できる企業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者としします。

- ①佐賀県内に本店又は本社を有すること。
- ②中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者であること（※）。
- ③公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業など）でないこと。
- ④法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税）等、納付すべき税金を滞納していないこと。
- ⑤自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならないこと。  
また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

⑥本事業の成果に関して情報の開示や県が主催するセミナー等への出席について協力する意思があること。

※中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下 A から C のいずれかに該当する者）

A 会社・個人

業種	要件（いずれかを満たす）	
	資本金の額 又は出資の 総額	常時使用する 従業員数
製造業（以下以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記以外）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

B 組合関連

組 織 形 態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
信用協同組合

C 特別の法律により設立された組合又はその連合会

組 織 形 態
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
酒販組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会
内航海運組合、内航海運組合連合会
技術研究組合

## **5 応募方法等**

### (1) 応募方法

本公募に参加を希望する企業は、様式第1号から第4号に必要事項を記載の上、(2)の募集期間中に次の提出先までメールにて提出してください。なお、提出された書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

#### <申請書提出先>

株式会社日本総合研究所 担当（青山、作田、小田代）  
e-mail：200010-Saga\_GX@ml.jri.co.jp

### (2) 募集期間

令和5年6月19日（月）～6月30日（金）正午まで

### (3) 質問事項に対する対応

本公募の参加に際して、本公募要領及び様式第1号から第4号の内容について質問事項がある場合は、様式第5号に記載し、令和5年6月22日（木）17時までに、次の宛先にメールにて提出してください。提出された質問に対する回答は、本公募要領等が掲載されている各Webサイトにて、令和5年6月26日（月）10時に公表します。

#### <質問事項の提出先>

株式会社日本総合研究所 担当（青山、作田、小田代）  
e-mail：200010-Saga\_GX@ml.jri.co.jp

### (4) 選定企業の通知

選定企業に選定された企業には、令和5年7月12日（水）に選定通知を送付する。

### (5) 選定結果の開示

結果の開示を希望する企業には、応募者全体の最高総点と応募者自身の総点のみ、メールにて開示します。

## **6 選定企業の選定方法**

本公募に参加した企業の中から、次の選定基準に基づき、2社を選定企業に選定します（選定企業は業種の重複も考慮します）。また、選定企業の選定に際しては、様式第1号から第4号の記載内容に関する書類審査を行います。書類審査の結果は、7月4日（火）の18時までに通知します。書類審査を通過した企業には、以下の面接実施予定日のうち県が指定する時間帯に面接を実施しますので、結果と併せて日時と時間帯を通知します。

<選定基準>

視点	評価項目	評価のポイント	配点
経営ビジョン	脱炭素経営に対する意識と本事業の目的との一致度の高さ	脱炭素化の世界的な潮流をビジネスチャンスと認識しているか及び、GXに対する高い取組意欲を有しているかを評価する。	20
組織	本事業の実行能力の高さ	本事業の実施に際し、スピード感ある意思決定が可能な体制がどの程度整っているかを評価する。	5
組織	本事業の実行能力の高さ	本事業に従事する予定の従業員に今年度の取組に対して積極的な姿勢で臨んでもらえるような体制となっているかを評価する。	5
組織	来年度以降の脱炭素経営の持続可能性の高さ	来年度以降も脱炭素経営に係る取組を継続する意欲を有しているかどうかを評価する。	5
組織	来年度以降の脱炭素経営の持続可能性の高さ	来年度以降も脱炭素経営に係る取組を継続的に実施するに際し、スピード感ある意思決定が可能な体制はどの程度整っているかを評価する。	5
人	本事業に対する意気込みの高さ	脱炭素経営について、どの程度具体的に、自社の事業に落とし込んで考えているかを評価する。	10
人	本事業に対する意気込みの高さ	不確実性と向き合い、新しいことにチャレンジする意欲を有しているかを評価する。	10

<面接実施予定日>

候補日：令和5年7月6日（木）14時から18時

候補日：令和5年7月7日（金）14時から18時

※面接会場は佐賀銀行本店を予定しています。

※面接への出席者は、経営に従事する者及び本事業に従事する主たる担当者とし、出席者数は計3名を限度とします。

※面接の時間は最大50分を想定しています（うち、10分間は、経営に従事する者又は本事業に従事する主たる担当者が、申請書のアピールポイント等についてプレゼンテーションを実施することを想定しています）。開始時刻の10分前に面接会場までお越しください。

## 7 その他（免責事項等）

- ①本公募に参加する企業は、様式第1号から様式第4号に記載された全ての情報（営業秘密及び個人情報を含む）が、選定企業の選定に関する審査や選定企業に対する支援メニューの検討等のために、脱炭素経営支援主体にも共有され、また、県及び脱炭素経営支援主体が使用することに同意します。また、県は、本公募に係る確認や問い合わせ、又は本公募の結果の連絡のために個人情報を利用するものとし、本公募に係る個人情報の取扱いを株式会社日本総合研究所に委託します。
- ②本公募に参加する企業の交通費等は、県及び脱炭素経営支援主体は一切負担しません。また、選定企業の交通費等も同様です。
- ③選定企業に選定された事業者の名称は、県のホームページ等において公表します。
- ④本公募において作成した資料の著作権は県及び脱炭素経営支援主体に属し、本事業に参加する企業は非独占的使用権を許諾されるものとします（複製、改変に関しては自己利用のみ可能です）。
- ⑤上記2. の支援において県及び脱炭素経営支援主体が作成した資料の著作権は、県及び脱炭素経営支援主体に帰属し、選定企業は非独占的使用権を許諾させるものとします（複製、改変に関しては自己利用のみ可能です）。
- ⑥選定企業は、上記2. の支援の実行において、県及び脱炭素経営支援主体に提供された情報（選定企業の営業秘密及び個人情報を含む）については、上記2. の支援の実行に必要とされる範囲に限り、県及び脱炭素経営支援主体が使用することに同意いただきます。なお、必要に応じて秘密保持契約等の締結もいたします。
- ⑦選定企業において、上記2. の支援の実行に著しい支障が生じたとき県が判断した場合、上記2. の支援を途中で中止することがあります。
- ⑧その他、公募要領に記載のない事項等については、選定企業、県及び脱炭素経営支援主体と協議の上、決定します。

## 8 本公募に関するお問い合わせ先

お問い合わせ先

佐賀県産業グリーン化推進グループ 産業グリーン化担当（谷口、中山）

TEL：0952-25-7380 e-mail：[sangyou-green@pref.saga.lg.jp](mailto:sangyou-green@pref.saga.lg.jp)